

なぜ、「法と教育学会」では論文査読制度を採用しているのだろうか？

高倉良一（国立大学法人香川大学名誉教授）

1. 研究の背景と目的

昨年2022年11月30日に、「法と教育Vo1.13」に投稿する原稿を、法と教育学会事務局（以下、事務局と記述）に、メール添付ファイルで送信した。この投稿は受理され、2022年12月1日に、「編集委員会からの結果が2月中旬頃に出る予定ですが、その段階では『掲載』『不掲載』『修正して再投稿可』のいずれかの結果となることが想定されます。」とのメールが、事務局から届いた。

2023年2月28日に、「査読結果を2月の中旬頃迄にお伝えできる予定でいたのですが、諸般の事情により遅れが出ておりまして」との知らせが、事務局からメールで届いた。その後、2023年3月30日に、「編集委員会におきまして慎重に査読審議をおこないましたところ、（中略）今回、掲載を見送るという査読結果となりました」との通知が、事務局からメールで届いた。

周知のよう、日本の学術団体が発行している学会誌では、当該団体が論文の査読を行い、その審査に合格した論文のみが掲載されている。この査読制度は、自然科学、人文科学、社会科学の各分野で採用されている。

社会科学、特に法学的な分野における査読制度に関して、報告者はこれまで疑問を持っていた。しかし、この問題に関して研究をしようとはまでは思わなかった。

ところが、今回、投稿した書評が掲載を「見送る」との結論が出されたので、このテーマを考察することにした。

なお、論文査読制度に関しては、多数の論点があると思われる。しかしながら、今回の報告では、今回掲載を「見送る」と判断された書評に限定して検討することにした。

2. 掲載が見送られた原稿の紹介

掲載が見送られた原稿は、当日配布するレジュメの裏面に印字して示す。

3. 書評投稿の際の4つの懸念

(1) 著者の経歴、(2) 再審請求中の毒入りカレー事件、(3) 形式、(4) 書籍の内容。

4. 今回の査読の3つの問題点

(1) 規定の不備、(2) 通知の遅れ、(3) 理由の不記載。

5. 今後の課題と展望

参考文献一覧

ChatGPT4.0での分析

以上